



発行所
熊本日新聞社
〒860-8506 熊本市世安町172
代表 (096)361-3111
©熊本日新聞社 2004

電子速報

詳しくは熊本日新聞
本紙をご覧ください

松本被告に死刑

オウム事件 東京地裁判決 サリンなど「首謀」認定

地下鉄、松本両サリンや坂本堤弁護士一家殺害など計二十七人が死亡した十三事件で、殺人罪などに問われたオウム真理教松本智津夫被告（48）は教祖名麻原彰晃Ⅱに対し、東京地裁は二十七日、求刑通り死刑の判決を言い渡した。

小川正持裁判長は全事件で、実行犯に対する松本被告の犯行指示、実行犯との共謀を認め「首謀者」と認定した。一連の事件について「動機、目的はあまりに浅はかで愚かしい」と非難した。弁護団は即日控訴した。

教団による一連の事件で起訴された百八十九人のうち最後の二審判決で、死刑は十二人目。無差別大量テロ殺人に走った教団の「教祖」の裁判は、一九九六年四月の初公判から約七年十カ月を要した。

判決理由で小川裁判長は、松本事件について「被告は、地元住民との民事訴訟をめぐり敵対視していた長野地裁松本支部の裁判官や周辺住民の殺害を決意。『サリンが効くかやってみろ』と元幹部に指示した」と認定。

坂本事件については「将来、教団の障害となると考えた坂本弁護士を『ポアしなればならない』と指示した」とし、指示を否定する弁護側主張は『「ポア」は殺害の意味であり、被告の指示を認める元幹部らの証言は信用できる』と退けた。



護送車で移送される松本智津夫被告
=95年9月